

ゆうゆうLife

慢性疾患などで複数受診をする高齢者には負担増となる場合があります。

4月から病院や診療所を受診したときの治療や検査にかかる費用が変わる。また、抗がん剤投与など意外な負担が大きかった人は事前手続きをすれば、窓口で一定額を超えた支払いをせずに済む。医療に関する変更点を、いくつか選んでお伝えする。（佐藤好美）

高額療養費の負担限度額

70歳未満の人	上位所得者 (月収53万円以上)	15万円+(医療費-50万円)×1%	8万3400円
	一般所得者	8万100円+(医療費-26万7000円)×1%	4万4400円
	低所得者 (住民税非課税)	3万5400円	2万4600円

外来(個人ごと)	負担限度額
4万4400円	8万100円+(医療費-26万7000円)×1% 4万4400円
1万2000円	4万4400円
8000円	2万4600円 1万5000円

注1 年金収入のみの人の場合、年金受給額80万円以下など、総所得金額がゼロの人

注2:注1以外の人

4月から医療の変更

に、同じ科だと別の科の再診料を請求できないのは、医師の技術が評価されないよう著しくやる気が下がる」と算定を求めていた。負担増を考慮してか、2科の再診料は「総額のほぼ半額。同じ病状が原因で複数の診療科にかかる場合や、同じ医師が2つの診療科を診る場合は対象にならない。

一度や二度はあるのでは、患者が夜間に病院に駆け込むのを避ける意味もあり、診療所で時間外もかりつけの患者の相談に応じる所には加算がある。が、届け出をする診療所は、石川県が5割超と、つものの、全国平均は23.4%である。

多くの診療所が手を挙げることが期待され、4月から「時間外対応加算」と名前を変えて再スタートする。

医師の間で「24時間対応が必須」との誤解もあったため、対応方法が明確化された。①患者の問い合わせに診療所で常に対応②夜間の数時間を診療所で対応。深夜や休日は留守番電話などで救急医療機関を案内③複数の診療所が連携し、当番診療所が夜間にも対応。

抗がん剤など高額な薬の精算が可能だったが、外来ではこれまで窓口精算ができない、いつたん限度額を超える分も支払わなければならなかつた。しかし、4月からは外来診療でも「認定証」などを示せば、限度額を超える分加入する健康保険組合や、市町村の国民健康課などで「認定証（額適用認定証）」を受ける。それを医療機関の窓口で示す。70歳以上で非課税住まい人は事前手続きの

外来で高額療養費の精算

抗がん剤など高額な薬の外来投与が広がる中で、患者から「窓口負担の心配をなくして治療ができるようにしてほしい」との声が上がっていたが、4月から現行制度が少し使いやすくなりうた。

加入する健康保険組合の支
口や、市町村の国民健康保
険課などで「認定証（限
額適用認定証）」を受け、
それを医療機関の窓口で示
す。70歳以上で非課税世帯
ない人は事前手続きの必
要はない。

ただし、70～75歳未満
人は、診察に通常必要
「高齢受給者証」を、75
以上の人には「後期高齢者
療被保険者証」を窓口に示
する。

たが、該病院の周辺は、関係者が“余波”に罹る。退院患者を受け入れる側の連携医療機関の院長、「病院の中には、金曜入や月曜退院を、週末にベッドを空けない手段にしてた所はある。今後、今まで逆に週末に患者を出してくれば、受け入れサイドでは土曜日午後の医師配を常勤医で組む必要があるのです」と言つ。経過で影響が読み切れないので、

深夜や休日は留守番電話などで救急医療機関を案内する3形態だ。医師がカルテのない場所で患者の相談を受けるのは難しいから、届け出ができるかどうかは診療所の形態にもよる。ただ、過度な要求を恐れて届け出をためらう医師もいるようだ。届け出

士日入院費減額

中には、せちがらい改定もある。入退院に占める余曜入院や月曜退院の割合が特に高い病院は10月から、手術や高額の処置を伴わない土日の入院費が減額され

4月から医療サービスにも大きな変更があるが、白心な暮らしにつながるか（本文とは関係ありません）

出は診療所単位だから、患者個人ができる」とは少な